

「インフルエンザの出席停止期間」の考え方

静岡市インフルエンザ罹患証明説明より

学校保健安全法施行規則第 19 条第 2 項 インフルエンザ（新型インフルエンザ・鳥インフルエンザ等を除く）の出席停止期間

『発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日（幼児にあつては 3 日）を経過するまで』とされています。

	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/		
	発症 0 日目	発症後 1 日目	発症後 2 日目	発症後 3 日目	発症後 4 日目	発症後 5 日目						
発症後 1 日目に解熱した A 君の場合	発熱	解熱	1 日目	2 日目	3 日目	4 日目	出席停止（6 日間）		登園可能 	下記の 2 つに両方ともチェックが入れば登園可能です。 □ 発症した後 5 日経過した。 □ 解熱した後 2 日（幼児にあつては 3 日）発熱がない。		
発症後 2 日目に解熱した B くんの場合	発熱	発熱	解熱	1 日目	2 日目	3 日目	出席停止（6 日間）		登園可能 			
発症後 3 日目に解熱した C くんの場合	発熱	発熱	発熱	解熱	1 日目	2 日目	3 日目	出席停止（7 日間）			登園可能 	
発症後 4 日目に解熱した D ちゃんの場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	1 日目	2 日目	3 日目	出席停止（8 日間）		登園可能 	
発症後 5 日目に解熱した E ちゃんの場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	1 日目	2 日目	3 日目		出席停止（9 日間）	

出席停止の期間中は、自宅で安静に過ごしましょう。